

議案第 8 4 号

さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例の一部を改正する条例

さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 1 9 号）
の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(資格要件)</p> <p>第 3 条 入学準備金の貸付けを受ける者（以下「借受人」という。）は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>第 5 条第 1 項に規定する高等学校及び専修学校（高等課程）の区分の借受人にあつては第 1 1 条第 1 項に規定する同区分における奨学金、第 5 条第 1 項に規定する大学及び専修学校（専門課程）の区分の借受人にあつては第 1 1 条第 1 項に規定する同区分における奨学金の貸付けを受けていないこと。</u></p> <p>(返還免除)</p> <p>第 9 条 市長は、借受人であった者が入学準備金の返還完了前に次の各号のいずれかに該当する場合においては、入学準備金の全部又は一部の返還を免除することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>真摯に学業に励み、大学又は専修学校（専門課程）を卒業し、市の発展に寄与する者であると市長が認めたとき（第 5 条第 1 項に規定する大学及び専修学校（専門課程）の区分における入学準備金に限る。）。</u></p>	<p>(資格要件)</p> <p>第 3 条 入学準備金の貸付けを受ける者（以下「借受人」という。）は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) この条例による奨学金の貸付けを受けていない<u>者であること。</u></p> <p>(返還免除)</p> <p>第 9 条 市長は、借受人であった者が入学準備金の返還完了前に次の各号のいずれかに該当する場合においては、入学準備金の全部又は一部の返還を免除することができる。</p> <p>(1) [略]</p>

(3) 前2号に掲げる場合のほか、特別の事情があるとき。

(資格要件)

第10条 奨学金の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 次条第1項に規定する高等学校及び専修学校（高等課程）の区分の奨学生にあつては第5条第1項に規定する同区分における入学準備金、次条第1項に規定する大学及び専修学校（専門課程）の区分の奨学生にあつては第5条第1項に規定する同区分における入学準備金の貸付けを受けていないこと。

(準用)

第14条 第4条、第8条及び第9条の規定は、奨学金について準用する。この場合において、第4条、第8条及び第9条中「借受人」とあるのは「奨学生」と、第8条及び第9条中「入学準備金」とあるのは「奨学金」と、同条第2号中「第5条第1項」とあるのは「第11条第1項」と読み替えるものとする。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特別の事情があるとき。

(資格要件)

第10条 奨学金の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) この条例による入学準備金の貸付けを受けていない者であること。

(準用)

第14条 第4条、第8条及び第9条の規定は、奨学金について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市入学準備金・奨学金貸付条例第9条第2号（同条例第14条の規定により準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後に入学準備金又は奨学金の貸付けの決定を受けた者について適用し、同日前に入学準備金又は奨学金の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。